

出来形管理基準及び規格値

平成31(2019)年版

新旧対照表

栃木県県土整備部

現行（平成25年版）

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書、第1編1-1-23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

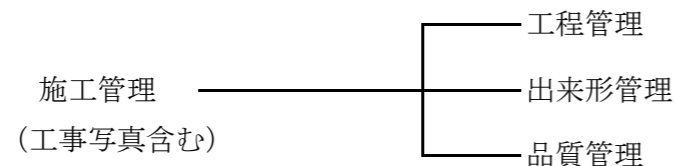
1. 目的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この管理基準は、栃木県県土整備部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。但し、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

改定（平成31(2019)年版）

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書、第1編1-1-1-23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

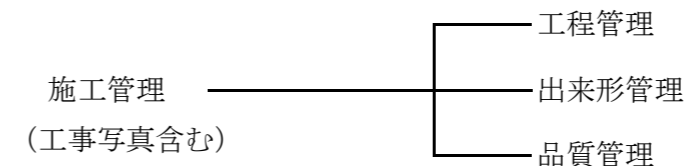
1. 目的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この管理基準は、栃木県県土整備部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

現行（平成25年版）

(3) 品質管理

1. 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種(イ)、(ロ)、の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

2. なお、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁（高さ2.5mを超えるもの）については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。

(イ) 路 盤

維持工事等の小規模なもの（施工面積が1,000m²以下のもの）

(ロ) アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの（同一配合の合材が100t未満のもの）

3. レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査（JISA5308）は、請負者が自らもしくは公的機関で行うものとする。現場付近に公的機関等の試験場が無い場合又は公的機関等で試験を行う日が休日となる場合等、やむを得ず生産者等に検査のための試験を代行させる場合は、監督員の承諾を得るものとする。

4. 品質管理基準における舗装（路盤、アスファルト等）に関する摘要欄の舗装施工面積は投影面積とする。

5. 公的機関は下記のとおりである。

・コンクリートの強度試験及び鉄筋のガス圧接部の引張り試験等は下記の機関による。

(1) 公益財団法人とちぎ建設技術センター

(2) 株式会社中研コンサルタント 栃木技術センター

(3) 芳賀生コンクリート協同組合技術センター

6. 規 格 値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. そ の 他

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（案）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

改定（平成31(2019)年版）

(3) 品質管理

1) 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

2) なお、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁（高さ2.5mを超えるもの）については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。

(イ) 路 盤

維持工事等の小規模なもの（施工面積が1,000m²以下のもの）

(ロ) アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの（同一配合の合材が100t未満のもの）

3) レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査（JISA5308）は、受注者が自らもしくは公的機関で行うものとする。現場付近に公的機関等の試験場が無い場合又は公的機関等で試験を行う日が休日となる場合等、やむを得ず生産者等に検査のための試験を代行させる場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

4) 品質管理基準における舗装（路盤、アスファルト等）に関する摘要欄の舗装施工面積は投影面積とする。

5) 公的機関は下記のとおりである。

・コンクリートの強度試験及び鉄筋のガス圧接部の引張り試験等は下記の機関による。

(1) 公益財団法人とちぎ建設技術センター

(2) 株式会社中研コンサルタント 栃木技術センター

(3) 芳賀生コンクリート協同組合技術センター

6. 規 格 値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. そ の 他

(1) 工事写真

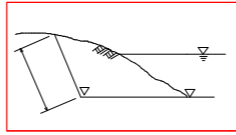
受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（案）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

(2) 情報化施工

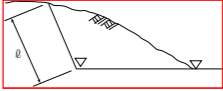
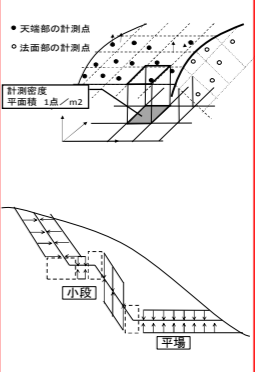
10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）及び「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定によるものとする。

現行（平成25年版）	改定（平成31(2019)年版）
	<p>(3) 3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定によるものとする。</p> <p>また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）」の規定によるものとする。</p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p>

現行（平成25年版）

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2			掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2
							法長ℓ	ℓ<5m			

改定（平成31(2019)年版）

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2
							法長ℓ	ℓ<5m			
					2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
平場	標高較差	±50	±150								
							法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160	

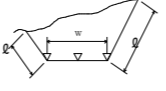
現行 (平成 2 5 年版)

単位: mm											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	3		盛土工	基 準 高 ▽	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法層で測定。		1-2-3-3	
						法長 l	$l < 5m$				-100
							$l \geq 5m$				法長-2%
						幅 w_1, w_2	-100				

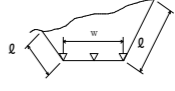
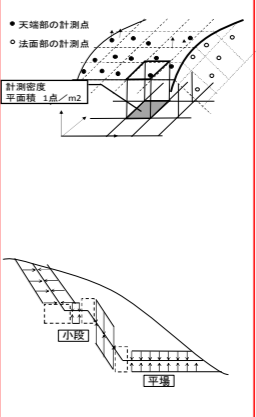
改定 (平成 3 1 (2019) 年版)

単位: mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	3	1	盛土工	基 準 高 ▽	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法層で測定。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。		1-2-3-3
						法長 l	$l < 5m$			
				2	盛土工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「空中写真測量 (無人航空機) を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「TS (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		
天端	標高較差	-50	-150	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。						
法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170	3. 計測は天端面と法面 (小段を含む) の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。						
法面 4割≧勾配 (小段 含む)	標高較差	-60	-170	4. 法層、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。						
				※ただし、 ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したもの						5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。

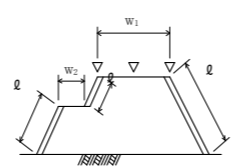
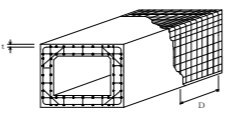
現行（平成25年版）

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2	
						法長ℓ	ℓ<5m				-200
							ℓ≥5m				法長-4%
						幅 w	-100				

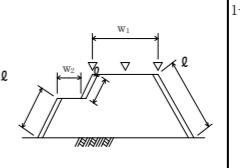
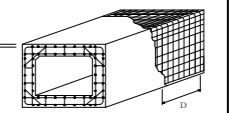
改定（平成31(2019)年版）

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2	
						法長ℓ	ℓ<5m				-200
							ℓ≥5m				法長-4%
						幅 w	-100				
				2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
平場	標高較差	±50	±150								
法面 (小段含む)	水平または標高較差	±70	±160								

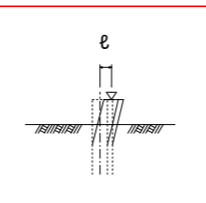
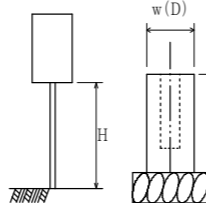
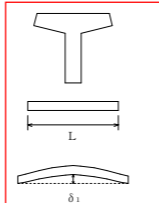
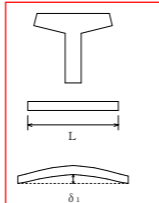
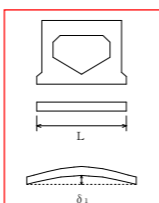
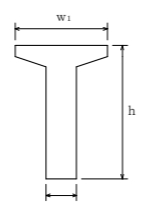
現行 (平成 25 年版)

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4			路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4
							法長ℓ	ℓ<5m			-100
ℓ≥5m	法長-2%										
幅	w ₁ , w ₂	-100									
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4			組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n}$ D: n本の延長 n: 10本程度とする φ: 鉄筋径		1-3-7-4
			かぶり t	±φかつ 最小かぶり 以上	工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編13.2)参照。但し、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋編6.6)による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、第3編2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領(案)」も併せて適用する。						

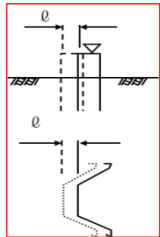
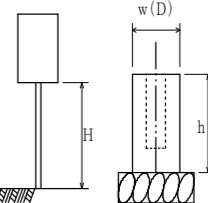
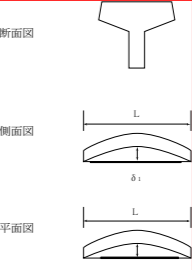
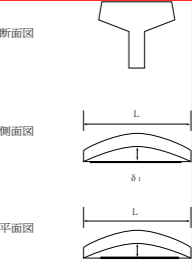
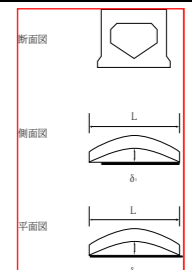
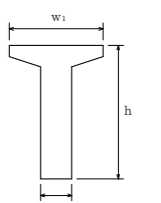
改定 (平成 31 (2019) 年版)

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編(案))」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編(案))」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4
							法長ℓ	ℓ<5m			-100
ℓ≥5m	法長-2%										
幅	w ₁ , w ₂	-100									
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4			組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n}$ D: n本の延長 n: 10本程度とする φ: 鉄筋径		1-3-7-4
			かぶり t	±φかつ 最小かぶり 以上	工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編:標準7編2章2.1)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋編6.6)による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。						

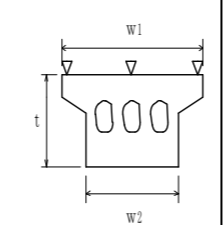
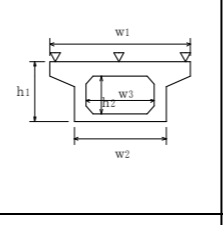
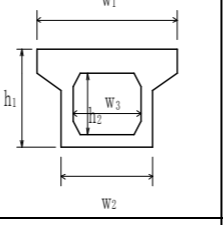
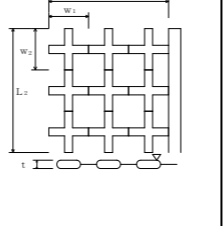
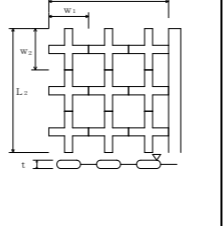
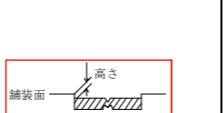
現行 (平成25年版)

単位: mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高 ∇	±50	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m) につき1ヶ所、延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-4
						根入長	設計値以上			
						変位	100			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	5		縁石工 (縁石・アスカープ)	延長 L	-200	1箇所/1施工箇所		3-2-3-5
						設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		3-2-3-6
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	6		小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		3-2-3-6
						幅 w (D)	-30	基礎1基毎		3-2-3-11
高さ h	-30									
根入れ長	設計値以上									
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋塗装・防食便覧II-74「表-II.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		3-2-3-11
						桁長 L (m)	±L/1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-3-12
断面の外形寸法	±5									
橋桁のそり δ_1	±8									
横方向の曲がり δ_2	±10									
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	±L/1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-3-12
						断面の外形寸法	±5			
橋桁のそり δ_1	±8									
横方向の曲がり δ_2	±10									
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	±10… L ≤ 10m ±L/1000… L > 10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-3-12
						断面の外形寸法	±5			
橋桁のそり δ_1	±8									
横方向の曲がり δ_2	±10									
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	13		ポストテンション桁製作工	幅 (上) w_1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレンシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 θ : 支間長 (m)		3-2-3-13
						幅 (下) w_2	±5			
						高さ h	+10 -5			
						桁長 θ 支間長	$\theta < 15 \dots \pm 10$ $\theta \geq 15 \dots$ $\pm (\theta - 5)$ かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.80			

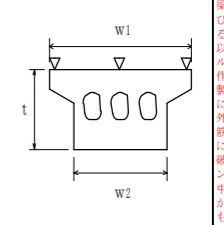
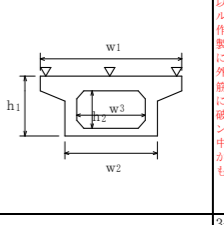
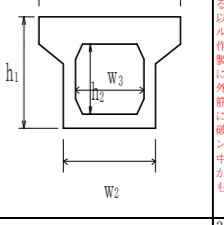
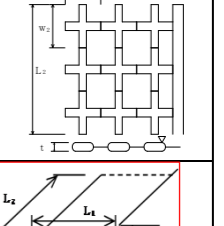
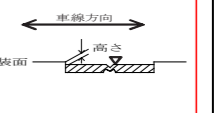
改定 (平成31 (2019) 年版)

単位: mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高 ∇	±50	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m) につき1ヶ所、延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-4
						根入長	設計値以上			
						変位	100			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	5		縁石工 (縁石・アスカープ)	延長 L	-200	1施工箇所		3-2-3-5
						設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		3-2-3-6
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	6		小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		3-2-3-6
						幅 w (D)	-30	基礎1基毎		3-2-3-11
高さ h	-30									
根入れ長	設計値以上									
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧II-82「表-II.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		3-2-3-11
						桁長 L (m)	±L/1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-3-12
断面の外形寸法	±5									
橋桁のそり δ_1	±8									
横方向の曲がり δ_2	±10									
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	±L/1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-3-12
						断面の外形寸法	±5			
橋桁のそり δ_1	±8									
横方向の曲がり δ_2	±10									
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	±10… L ≤ 10m ±L/1000… L > 10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-3-12
						断面の外形寸法	±5			
橋桁のそり δ_1	±8									
横方向の曲がり δ_2	±10									
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	13	1	ポストテンション桁製作工	幅 (上) w_1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレンシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 θ : 支間長 (m)		3-2-3-13
						幅 (下) w_2	±5			
						高さ h	+10 -5			
						桁長 θ 支間長	$\theta < 15 \dots \pm 10$ $\theta \geq 15 \dots$ $\pm (\theta - 5)$ かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.80			

現行 (平成25年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要						
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	13		プレキャストセグメン ト桁製作工 (購入工)	桁 長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。	3-2-3-13							
						断面の外形寸法 (mm)	—									
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	15	1	P Cホロースラブ製作 工	基準高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり2ヶ所 (支点 付近) で1 箇所当たり両端と中央部の 3点、幅及び厚さは1 径間当たり両端 と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、 第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ : 桁長 (m)		3-2-3-15						
						幅 w_1, w_2	$-5 \sim +30$									
						厚 さ t	$-10 \sim +20$									
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	16	1	P C箱桁製作工	基準高	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり2ヶ所 (支点 付近) で1 箇所当たり両端と中央部の 3点、幅及び高さは1 径間当たり両端 と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、 第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ : 桁長 (m)		3-2-3-16						
						幅 (上) w_1	$-5 \sim +30$									
						幅 (下) w_2	$-5 \sim +30$									
						内空幅 w_3	± 5									
						高 さ h_1	$+10$ -5									
						内空高さ h_2	$+10$ -5									
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5) \text{ かつ}$ -30 以内									
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	16	2	P C押出し箱桁製作工	幅 (上) w_1	$-5 \sim +30$	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、 第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ : 桁長 (m)		3-2-3-16						
						幅 (下) w_2	$-5 \sim +30$									
						内空幅 w_3	± 5									
						高 さ h_1	$+10$ -5									
						内空高さ h_2	$+10$ -5									
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5) \text{ かつ}$ -30 以内									
						3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工					3 共通 の工 種	17		根固めブロック工	基準高 ∇
厚 さ t	-20															
幅 w_1, w_2	層積	-20	1 施工箇所毎		3-2-3-17											
	乱積	$\pm t/2$														
延長 L_1, L_2	層積	-200	1 施工箇所		3-2-3-17											
	乱積	$-t/2$														
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)			据付け高さ	舗装面に対し $0 \sim -2$	両端及び中央部付近を測定。 	3-2-3-24					
								表面の凹凸	3							
								仕上げ高さ	舗装面に対し $0 \sim -2$							

改定 (平成31 (2019) 年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	13	2	プレキャストセグメン ト桁製作工 (購入工)	桁 長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。	3-2-3-13			
						断面の外形寸法 (mm)	—					
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	15	1	P Cホロースラブ製作 工	基準高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり2ヶ所 (支点 付近) で1 箇所当たり両端と中央部の 3点、幅及び厚さは1 径間当たり両端 と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、 第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ : 桁長 (m)		3-2-3-15	<p>(注) 新設のコンク リート構造物 (橋 梁上・下部工およ び重要構造物であ る内空断面種25寸 以上のボックスカ ルバート (工場製 作のプレキャスト 製品は全ての工種 において対象 外) の鉄筋の配 筋状況及びかぶり については、『非 破壊試験によるコ ンクリート構造物 中の配筋状況及び かぶり測定要領』 も併せて適用する</p>	
						幅 w_1, w_2	$-5 \sim +30$					
						厚 さ t	$-10 \sim +20$					
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	16	1	P C箱桁製作工	基準高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり2ヶ所 (支点 付近) で1 箇所当たり両端と中央部の 3点、幅及び高さは1 径間当たり両端 と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、 第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ : 桁長 (m)		3-2-3-16	<p>(注) 新設のコンク リート構造物 (橋 梁上・下部工およ び重要構造物であ る内空断面種25寸 以上のボックスカ ルバート (工場製 作のプレキャスト 製品は全ての工種 において対象 外) の鉄筋の配 筋状況及びかぶり については、『非 破壊試験によるコ ンクリート構造物 中の配筋状況及び かぶり測定要領』 も併せて適用する</p>	
						幅 (上) w_1	$-5 \sim +30$					
						幅 (下) w_2	$-5 \sim +30$					
						内空幅 w_3	± 5					
						高 さ h_1	$+10$ -5					
						内空高さ h_2	$+10$ -5					
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5) \text{ かつ}$ -30 以内					
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	16	2	P C押出し箱桁製作工	幅 (上) w_1	$-5 \sim +30$	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、 第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ : 桁長 (m)		3-2-3-16	<p>(注) 新設のコンク リート構造物 (橋 梁上・下部工およ び重要構造物であ る内空断面種25寸 以上のボックスカ ルバート (工場製 作のプレキャスト 製品は全ての工種 において対象 外) の鉄筋の配 筋状況及びかぶり については、『非 破壊試験によるコ ンクリート構造物 中の配筋状況及び かぶり測定要領』 も併せて適用する</p>	
						幅 (下) w_2	$-5 \sim +30$					
						内空幅 w_3	± 5					
						高 さ h_1	$+10$ -5					
						内空高さ h_2	$+10$ -5					
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5) \text{ かつ}$ -30 以内					
						3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工					3 共通 の工 種
厚 さ t	-20											
幅 W_1, W_2	-20											
乱積	基準高 ∇	$\pm t/2$	1 施工箇所		3-2-3-17							
	延長 L_1, L_2	-200										
	延長 L_1, L_2	$-t/2$										
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	± 3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向 (橋軸直角方 向) に3mの直線定規で測って凹凸が3mm 以下 	3-2-3-24			
						表面の凹凸	3					
						仕上げ高さ	舗装面に対し $0 \sim -2$					

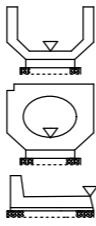
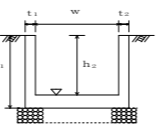
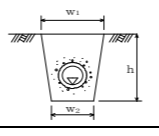

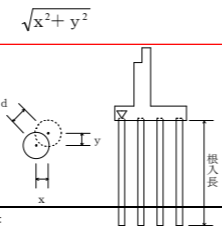
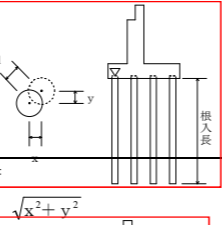
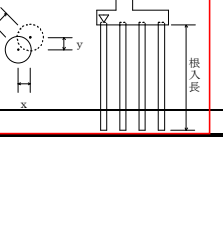
現行 (平成25年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョ イント)	高さ	据付け高さ ±3	高さについては車道端部、中央部各3 点計9点。 縦方向及び横方向間隔は両端、中央部 の計3点。		3-2-3-24
						高さ	車線方向各点 誤差の相対差 3			
						表面の凹凸	3			
						歯型板面の歯咬み合い 部の高低差	2			
						縦方向間隔W1	±2			
						横方向間隔W2	±5			
仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2									
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	26	1	巨石張り、巨石積み	基準高▽	±500	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m) につき1ヶ所、延長40m (又は 50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-3-26
						法長ℓ	-200			
						延長L	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	26	2	かごマット	法長ℓ	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m) につき1ヶ所、延長40m (又は 50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-3-26
						厚さt	-0.2t			
						延長L	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	27	1	じゃかご	法長ℓ	ℓ<3m -50 ℓ≥3m -100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m) につき1ヶ所、延長40m (又は 50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-3-27
						厚さt	-50			
						3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工			
延長L1, L2	-200									
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 プレ キャスト カルバ ート工	28		プレキャストカルバ ート工 (プレキャストボック ス工) (プレキャストパイ プ工)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所 につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-2-3-28
						※幅w	-50			
						※高さh	-30			
						延長L	-200			

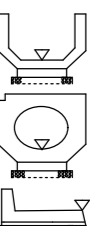
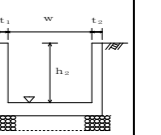
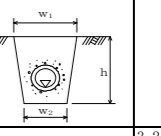

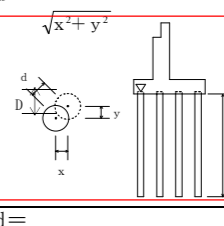
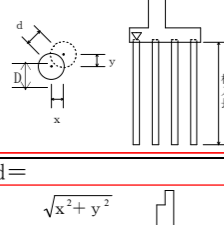
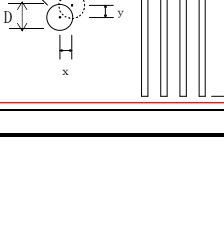
改定 (平成31 (2019) 年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョ イント)	高さ	据付け高さ ±3	高さについては車道端部、中央部にお いて車線方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方 向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3 点		3-2-3-24
						高さ	車線方向各点 誤差の相対差 3			
						表面の凹凸	3			
						歯型板面の歯咬み合い 部の高低差	2			
						歯咬み合い部の縦方向 間隔W1	±2			
						歯咬み合い部の横方向 間隔W2	±5			
仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2									
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方 向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm 以下		3-2-3-24
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積 み)	基準高▽	±500	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m) につき1ヶ所、延長40m (又は 50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-3-26
						法長ℓ	-200			
						延長L	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長ℓ	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m) につき1ヶ所、延長40m (又は 50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-3-26
						厚さt	-0.2t			
						延長L	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長ℓ	ℓ<3m -50 ℓ≥3m -100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m) につき1ヶ所、延長40m (又は 50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-3-27
						厚さt	-50			
						3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工			
延長L1, L2	-200									
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 プレ キャスト カルバ ート工	28		プレキャストカルバ ート工 (プレキャストボック ス工) (プレキャストパイ プ工)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所 につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-2-3-28
						※幅w	-50			
						※高さh	-30			
						延長L	-200			

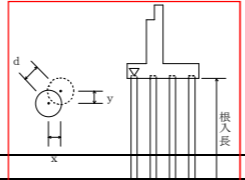
現行 (平成25年版)

単位: mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側 溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所 につき2ヶ所。		3-2-3-29
						延長L	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	29	2	現場打水路工	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所 につき2ヶ所。		3-2-3-29
						厚さ t ₁ , t ₂	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h ₁ , h ₂	-30			
						延長L	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	29	3	暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m) につき1ヶ所、 延長40m (又は50m) 以下のものは1 施工につき2ヶ所。		3-2-3-29
						幅 w ₁ , w ₂	-50			
						深さ h	-30			
						延長L	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	31		現場塗装工	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。		3-2-3-31
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート 杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント 杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径	設計値以上			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-5
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径	設計径 (公称径) -30) 以上			

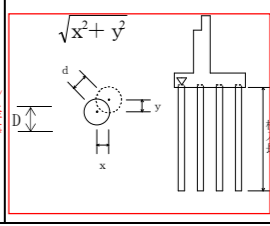
改定 (平成31 (2019) 年版)

単位: mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側 溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所 につき2ヶ所。		3-2-3-29
						延長L	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所 につき2ヶ所。		3-2-3-29
						厚さ t ₁ , t ₂	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h ₁ , h ₂	-30			
						延長L	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	29	3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m) につき1ヶ所、 延長40m (又は50m) 以下のものは1 施工につき2ヶ所。		3-2-3-29
						幅 w ₁ , w ₂	-50			
						深さ h	-30			
						延長L	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	31		現場塗装工	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。		3-2-3-31
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート 杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント 杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径 D	設計値以上			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-5
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径 D	設計径 (公称径) -30) 以上			

現行 (平成25年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	6		深礎工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-6
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	150以内			
						傾 斜	1/50以内			

改定 (平成31(2019)年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	6		深礎工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-6
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	150以内			
						傾 斜	1/50以内			
						基 礎 径 D	設計径 (公称径) 以上※			

※リフトアップの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルリングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。

現行 (平成25年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	<p>標準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。なお、厚さの管理を下げ管理で行う場合は掘り起こして測定しなくても良い。</p> <p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上3,000 t 未満 厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならず、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならず、ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は、測定値の平均は適用しない。</p>	3-2-6-7	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

改定 (平成31(2019)年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	<p>標準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。ただし、幅は設計図書の特記事項による延長80m以下の間隔で測定することができる。なお、厚さの管理を下げ管理で行う場合は掘り起こして測定しなくても良い。</p> <p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上3,000 t 未満 厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならず、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならず、ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は、測定値の平均は適用しない。</p>	3-2-6-7	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±40	±50	—	—	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	3-2-6-7	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

現行 (平成25年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。なお、厚さの管理を下げり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくても良い。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上3,000 t 未満 厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならず、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は、測定値の平均は適用しない。	3-2-6-7	
						幅	-50	-50	-	-			

改定 (平成31(2019)年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書で測定する。幅は設計図書の測定によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。なお、厚さの管理を下げり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくても良い。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上3,000 t 未満 厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならず、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は、測定値の平均は適用しない。	3-2-6-7	
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-7	

現行 (平成25年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。なお、厚さの管理を下げり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくても良い。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上3,000 t 未満 厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならず、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は、測定値の平均は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-7	
						幅	-50	-50	-	-			

改定 (平成31(2019)年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 なお、厚さの管理を下げり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上3,000 t 未満 厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならず、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は、測定値の平均は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-7	
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-7	

現行 (平成25年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上3,000 t 未満 厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならず、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は、測定値の平均は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-7	
						幅	-50	-50	-	-			

改定 (平成31 (2019) 年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測定点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上3,000 t 未満 厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならず、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は、測定値の平均は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-7	
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「T S (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-7	

現行 (平成25年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満</p> <p>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上3,000 t 未満</p> <p>厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならず、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、層さのデータ数が10個未満の場合は、測定値の平均は適用しない。</p> <p>コアー採取について</p> <p>橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>1,000㎡未満の舗装工事及び維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
幅	-25	-25	-	-									

改定 (平成31 (2019) 年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満</p> <p>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上3,000 t 未満</p> <p>厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならず、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、層さのデータ数が10個未満の場合は、測定値の平均は適用しない。</p> <p>コアー採取について</p> <p>橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
幅	-25	-25	-	-									

3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満</p> <p>②使用する基層及び表層用混合物の総使用</p>
---	---	---	---	----	--------------------------	------------	-----	-----	----	----	---	---

現行 (平成25年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上3,000 t 未満 厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、層さのデータ数が10個未満の場合は、測定値の平均は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 1,000㎡未満の舗装工事及び維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7	
						幅	-25	-25	-	-			
						平坦性	3mプロファイル (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						

改定 (平成31(2019)年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上3,000 t 未満 厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、層さのデータ数が10個未満の場合は、測定値の平均は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 1,000㎡未満の舗装工事及び維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7	
						幅	-25	-25	-	-			
						平坦性	3mプロファイル (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						

3	2	6	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-7
						平坦性	3mプロファイル (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					

現行 (平成25年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。 なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくても良い。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくても良い。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

改定 (平成31(2019)年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくても良い。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±40	±50	—	—	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40	+50			
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくても良い。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

現行 (平成25年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	-50	-50	-	-			

改定 (平成31 (2019) 年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書に示す延長80m以下の間隔で測定することができる。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測定によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	-50	-50	-	-			

現行 (平成25年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 1,000㎡未満の舗装工事及び維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8

改定 (平成31(2019)年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、 「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (案) 」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案) 」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
3	2	6	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
3	2	6	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、 「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (案) 」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案) 」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

現行 (平成25年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 1,000㎡未満の舗装工事及び維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8	
						幅	-25	-25	-	-			
						平坦性	3mプロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。 なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 1,000㎡未満の舗装工事及び維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	-	-			

改定 (平成31(2019)年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見積りによる延長80m以下の間隔で測定することができる。 ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 1,000㎡未満の舗装工事及び維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8	
						幅	-25	-25	-	-			
						平坦性	3mプロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
3	2	6	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 1,000㎡未満の舗装工事及び維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8	
						平坦性	3mプロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測定により延長80m以下の間隔で測定することができる。 なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	-	-			

現行 (平成25年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 1,000㎡未満の舗装工及び維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9

改定 (平成31(2019)年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±40	±50	—	—	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-2-6-9	
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-2-6-9

現行 (平成25年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認も良い。	3-2-6-9	
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認も良い。	3-2-6-9	
						幅	-50	-50	-	-			

改定 (平成31 (2019) 年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認も良い。	3-2-6-9	
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-64	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、 「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-9	
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	6	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認も良い。	3-2-6-9	
						幅	-50	-50	-	-			

現行 (平成25年版)

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。 1,000㎡未満の舗装工事及び維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9

改定 (平成31(2019)年版)

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、 「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (案) 」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案) 」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	3-2-6-9
3	2	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	3-2-6-9
3	2	6	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、 「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (案) 」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案) 」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	3-2-6-9

現行 (平成25年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 1,000㎡未満の舗装工事及び維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	
						幅	-25	-25	-	-			
						平坦性	3mプロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						

改定 (平成31(2019)年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 1,000㎡未満の舗装工事及び維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	
						幅	-25	-25	-	-			
						平坦性	3mプロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
3	2	6	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-9	
						平坦性	3mプロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
						厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3			

現行 (平成25年版)

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		平均の測定値 (X10)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に1箇所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1箇所測定。 なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。 ※歩道舗装に適用する。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層のアスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアーの採取について 橋面舗装等でコアーの採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10	
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10			
							t ≥ 15cm	-45	-15			
						幅	-100		—			
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1箇所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1箇所コアーを採取して測定。ただし、600m未満の場合は最低3個とする。 ※歩道舗装に適用する。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層のアスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアーの採取について 橋面舗装等でコアーの採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10		
幅	-25		—									

改定 (平成31(2019)年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に1箇所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1箇所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。 ※歩道舗装に適用する。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10	
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10			
							t ≥ 15cm	-45	-15			
						幅	-100		—			
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±50		—	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	3-2-6-10	
厚さあるいは標高較差	t < 15cm	-64	-10									
	t ≥ 15cm	-91	-15									
3	2	6	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1箇所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1箇所コアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。ただし、600m未満の場合は最低3個とする。 ※歩道舗装に適用する。	3-2-6-10		
幅	-25		—									

現行 (平成25年版)

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X10)			
							中規模以上	小規模以下			

改定 (平成31(2019)年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下				
3	2	6	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3			3-2-6-10	

現行 (平成25年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	1	グーラスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 1,000㎡未満の舗装工事及び維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11	
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	6	11	2	グーラスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 1,000㎡未満の舗装工事及び維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11	
						幅	-25	-25	-	-			

改定 (平成31(2019)年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	1	グーラスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11	
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	6	11	2	グーラスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-11	
3	2	6	11	3	グーラスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11	
						幅	-25	-25	-	-			

現行 (平成25年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	3	グーラスアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。 1,000㎡未満の舗装工事及び維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。	3-2-6-11
					幅	-25	-25	-	-				
					平坦性	3mプロファイル計 (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下							

改定 (平成31(2019)年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	4	グーラスアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書に規定する間隔で測定することができる。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。 1,000㎡未満の舗装工事及び維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。	3-2-6-11
					厚 さ	-7	-9	-2	-3				
					幅	-25	-25	-	-				
					平坦性	3mプロファイル計 (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下							

現行 (平成25年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)			
							中規模以上	小規模以下				
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	<p>基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。</p> <p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	3-2-6-12	
						厚 さ	-45	-15				
						幅	-50	—				
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	3-2-6-12	
						厚 さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15			
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	<p>幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。</p> <p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	3-2-6-12	
						幅	-50	—				

改定 (平成31 (2019) 年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	<p>基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。ただし、幅は設計図書との測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。</p> <p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	3-2-6-12		
						厚 さ	-45	-15					
						幅	-50	—					
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	3-2-6-12		
						厚 さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15				
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	<p>幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書との測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。</p> <p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	3-2-6-12		
						幅	-50	—					

現行 (平成25年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・ 瀝青) 安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを 採取もしくは掘り起こして測定。た だし、3,000㎡未満の場合は最低3個とす る。また、1,000㎡未満で異常がなけれ ば材料の納入伝票等での確認でも良 い。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未 満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければな らないとともに、10個の測定値の平均 値 (X10) について満足しなければな らない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用 しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	3-2-6-12

改定 (平成31 (2019) 年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるい は標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領 (案)」または「TS (ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理要領 (舗 装工事編) (案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以 上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未 満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・ 瀝青) 安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを 採取もしくは掘り起こして測定。た だし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができ る。ただし、3,000㎡未満の場合は最低 3個とする。また、1,000㎡未満で異常 がなければ材料の納入伝票等での確認 でも良い。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未 満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければな らないとともに、10個の測定値の平均 値 (X10) について満足しなければな らない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用 しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・ 瀝青) 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるい は標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領 (案)」または「TS (ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理要領 (舗 装工事編) (案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以 上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未 満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	

現行 (平成25年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	
						幅	-25					
						平坦性						
目地段差	±2			隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。								

改定 (平成31(2019)年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見積りによらず延長80m以下の間隔で測定することができる。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12		
						幅	-25						
						平坦性							
目地段差	±2			隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。									

現行 (平成25年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽ 厚 さ 幅	±40 -45 -50	±50 -15 -	— -15 -	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。なお、厚さの管理を下げ管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12

改定 (平成31 (2019) 年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 平坦性	-22 —	— —	-3.5 3m700φ(6m700φ) (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 1,000㎡未満の舗装工事及び維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽ 厚 さ 幅	±40 -45 -50	±50 -15 -	— -15 -	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。ただし、幅は設計図書に測定点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。なお、厚さの管理を下げ管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	
3	2	6	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	±90 ±90	±90 ±90	+40 +40 -15 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	

現行 (平成25年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 1,000㎡未満の舗装工事及び維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
幅	-50	-										
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント (石灰・瀝青) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 1,000㎡未満の舗装工事及び維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
幅	-50	-										

改定 (平成31 (2019) 年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
							厚さあるいは標高較差	厚さあるいは標高較差	厚さあるいは標高較差	厚さあるいは標高較差			
3	2	6	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の見積りによらず延長80m以下の間隔で測定することができる。なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	
幅	-50	-											
3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	
幅	-50	-											
3	2	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント (石灰・瀝青) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	
幅	-50	-											

現行 (平成25年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 1,000㎡未満の舗装工事及び維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12

改定 (平成31 (2019) 年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント (石灰・瀝青) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-2-6-12		
3	2	6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することが出来る。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	
3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-2-6-12		

現行 (平成25年版)

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上				
3	土木	2	一般	6	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定、幅は、延長80m毎に1箇所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 1,000㎡未満の舗装工事及び維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	
								幅	-35	-			
								平坦性	-	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより (σ)2.4mm以下。			
								目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。
3	土木	2	一般	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13	
								厚 さ	-45	-15			
								幅	-50	-			
								目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。
3	土木	2	一般	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13	
								幅	-50	-			
								目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。
								目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。

改定 (平成31(2019)年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	土木	2	一般	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の見点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 1,000㎡未満の舗装工事及び維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	
								幅	-35	-			
								平坦性	-	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより (σ)2.4mm以下。			
								目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。
3	土木	2	一般	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	3-2-6-12	
								平坦性	-	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
								目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。
								目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。
3	土木	2	一般	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13	
								厚 さ	-45	-15			
								幅	-50	-			
								目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。
3	土木	2	一般	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13	
								幅	-50	-			
								目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。
								目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。

現行 (平成25年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)			
							中規模以上	小規模以下				
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	-50		-			
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	-50		-			
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	-25		-			
3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
						厚 さ	-45		-15			
						幅	-50		-			

改定 (平成31(2019)年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
							3	2	6	13			
幅	-50		-										
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13	
						幅	-50		-				
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13	
						幅	-25		-				
3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。なお、厚さの管理を下がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14	
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		-				

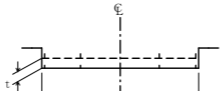
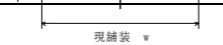
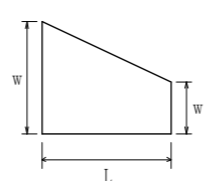
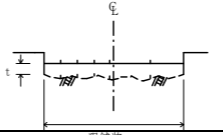
現行 (平成25年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。なお、厚さの管理を工がり管理で行う場合は掘り起こして測定しなくてもよい。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
						幅	-50		—			
3	2	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	-50		—			
3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト) 安定処理工	厚 さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	-50		—			
3	2	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	-25		—			

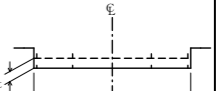
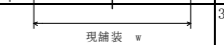
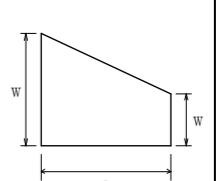
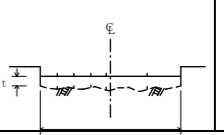
改定 (平成31 (2019) 年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
							3	2	6	14			
幅	-50		—										
3	2	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14	
						幅	-50		—				
3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト) 安定処理工	厚 さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14	
						幅	-50		—				
3	2	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、3,000㎡未満の場合は最低3個とする。また、1,000㎡未満で異常がなければ材料の納入伝票等での確認でも良い。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14	
						幅	-25		—				

現行 (平成25年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)			
							単位: mm				
3	2	6			路面切削工	厚 さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		3-2-6-15
						幅 w	-25	-			
3	2	6			舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所		3-2-6-16
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			
						舗設工	幅 w	-25			
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			
3	2	6			オーバーレイ工	厚 さ t	-9	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		3-2-6-17	
						幅 w	-25				
						延 長 L	-100				
						平坦性	-				3m ² プロファイル直読式(足付き) (σ)2.4mm以下 (σ)1.75mm以下

改定 (平成31(2019)年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)			
							単位: mm				
3	2	6	15		路面切削工	厚 さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		3-2-6-15
						幅 w	-25	-			
3	2	6	16		舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所		3-2-6-16
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			
						舗設工	幅 w	-25			
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			
3	2	6	17		オーバーレイ工	厚 さ t	-9	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		3-2-6-17	
						幅 w	-25				
						延 長 L	-100				
						平坦性	-				3m ² プロファイル直読式(足付き) (σ)2.4mm以下 (σ)1.75mm以下

現行 (平成25年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	4	2	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		3-2-7-4
						法 長 θ	-500			
						天端幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	7	7	バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーバードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーバードレーンの杭径は対象外とする。		3-2-7-7 3-2-7-8
						杭 径 D	設計値以上			
						打込長さ h	設計値以上			
						サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイル工	—			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	9	9	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高▽	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		3-2-7-9
						位置・間隔w	D/4以内			
						杭 径 D	設計値以上			
						深 度 θ	設計値以上			

改定 (平成31(2019)年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	4		表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		3-2-7-4
						法 長 θ	-500			
						天端幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	7	7	バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーバードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーバードレーンの杭径は対象外とする。		3-2-7-7 3-2-7-8
						杭 径 D	設計値以上			
						打込長さ h	設計値以上			
						サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイル工	—			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	9	9	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高▽	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		3-2-7-9
						位置・間隔w	D/4以内			
						杭 径 D	設計値以上			
						深 度 L	設計値以上			

現行 (平成25年版)

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	1	1	鋳造費 (金属支保工)	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。		3-2-12-1		
							中心距離	センターボスを基準にした孔位置のずれ				1以下	
								≤1000mm					
								センターボスを基準にした孔位置のずれ					
								>1000mm					
							アンカーボルト用孔 (鑄放し)	孔の直径				≤100mm	+3 -1
												>100mm	+4 -2
								孔の中心距離				JIS B 0403-95 CT13	
							センターボス	ボスの直径				+0 -1	
								ボスの高さ				+1 -0	

改定 (平成31 (2019) 年版)

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	1	1	鋳造費 (金属支保工)	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。		3-2-12-1		
							中心距離	センターボスを基準にした孔位置のずれ				1以下	
								≤1000mm					
								センターボスを基準にした孔位置のずれ					
								>1000mm					
							アンカーボルト用孔 (鑄放し)	孔の直径				≤100mm	+3 -1
												>100mm	+4 -2
								孔の中心距離				JIS B 0403 CT13	
							センターボス	ボスの直径				+0 -1	
								ボスの高さ				+1 -0	

現行 (平成25年版)

単位: mm

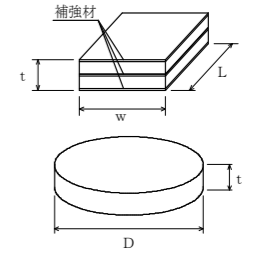
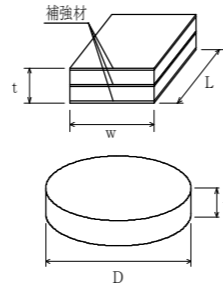
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	12 工場 製作工 共通	1	1	鋳造費 (金属支承工)	上沓の橋軸及び直角方向の長さ寸法	JIS B 0403-95 CT13	製品全数を測定。 ※1) 片面削り加工も含む。 ※2) ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。		3-2-12-1	
						全移動量 ϕ	$\phi \leq 300\text{mm}$	± 2			
							$\phi > 300\text{mm}$	$\pm \phi / 100$			
						組立高さ H	上, 下面加工仕上げ	± 3			
							コンクリート構造	H \leq 300mm			± 3
						普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※1)、※2)	JIS B 0403-95 CT14			(H/200 + 3) 小数点以下切り捨て
							鑄放し肉厚寸法 ※1)	JIS B 0403-95 CT15			
							削り加工寸法	JIS B 0405-91 粗級			
							ガス切断寸法	JIS B 0417-79 B級			

改定 (平成31(2019)年版)

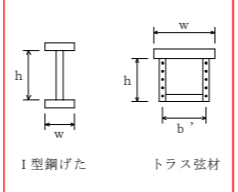
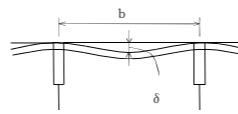
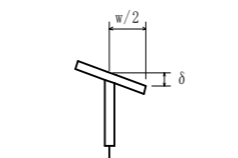
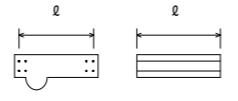
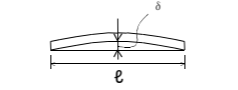
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	12 工場 製作工 共通	1	1	鋳造費 (金属支承工)	上沓の橋軸及び直角方向の長さ寸法	JIS B 0403 CT13	製品全数を測定。 ※1) 片面削り加工も含む。 ※2) ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。		3-2-12-1	
						全移動量 ϕ	$\phi \leq 300\text{mm}$	± 2			
							$\phi > 300\text{mm}$	$\pm \phi / 100$			
						組立高さ H	上, 下面加工仕上げ	± 3			
							コンクリート構造	H \leq 300mm			± 3
						普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※1)、※2)	JIS B 0403 CT14			(H/200 + 3) 小数点以下切り捨て
							鑄放し肉厚寸法 ※1)	JIS B 0403 CT15			
							削り加工寸法	JIS B 0405 粗級			
							ガス切断寸法	JIS B 0417 B級			

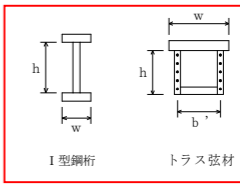
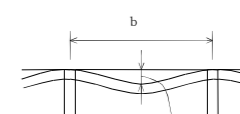
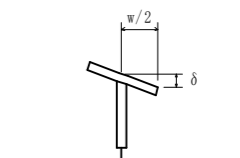
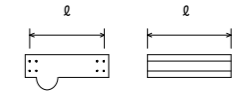
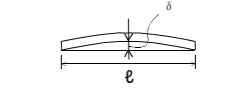
3 土木工事 共通編	2 一般施工	12 工場 製作工 共通	1	2	鋳造費 (大型ゴム支承工)	幅 w 長さ L 直径 D	w, L, D \leq 500	0 ~ +5	製品全数を測定。 平面度: 1個のゴム支承の厚さ (t) の最大相対誤差	3-2-12-1
						幅 w 長さ L 直径 D	500 < w, L, D \leq 1500mm	0 ~ +1%		
							1500 < w, L, D	0 ~ +15		
							厚さ t	t \leq 20mm		
						厚さ t	20 < t \leq 160	$\pm 2.5\%$		
							160 < t	± 4		
							平面度	w, L, D \leq 1000mm		
						平面度	1000mm < w, L, D	(w, L, D) / 1000		



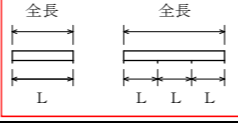

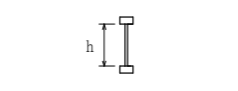
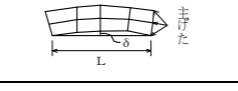
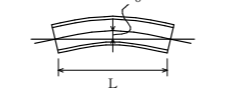
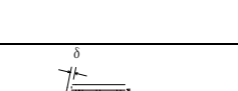
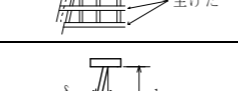
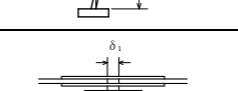
現行 (平成25年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要		
								鋼桁等	トラス・アーチ等				
3	土木工事	一般施工	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	$\pm 2 \dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots$ $2.0 < w$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き 取った部材の中央付近を測定。		 I型鋼げた トラス弦材	3-2-12-3		
								板の 平面度 δ (mm)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板	$h/250$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリップの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)		3-2-12-3
									箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	$b/150$			3-2-12-3
								フランジの直角度 δ (mm)		$w/200$			
								部材長 ℓ (m)	鋼桁	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。		3-2-12-3
									トラス、アーチなど	$\pm 2 \dots \ell \leq 10$ $\pm 3 \dots \ell > 10$			
圧縮材の曲がり δ (mm)		$\ell/1000$	主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)		3-2-12-3								
※規格値のw, ℓ に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 、圧縮材の曲り δ 」の規格値のh, b, w, ℓ に代入する数値はmm単位の数値とする。													

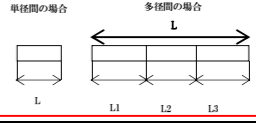

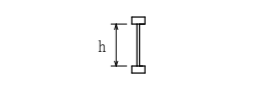
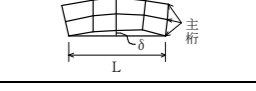
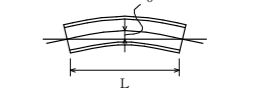
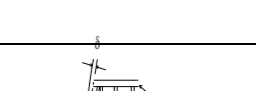
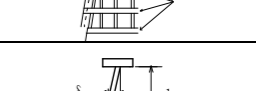
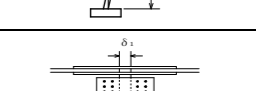
改定 (平成31 (2019) 年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要		
								鋼桁等	トラス・アーチ等				
3	土木工事	一般施工	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	$\pm 2 \dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots$ $2.0 < w$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き 取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		 I型鋼桁 トラス弦材	3-2-12-3		
								板の 平面度 δ (mm)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板	$h/250$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリップの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)		3-2-12-3
									箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	$b/150$			3-2-12-3
								フランジの直角度 δ (mm)		$w/200$			
								部材長 ℓ (m)	鋼桁	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。		3-2-12-3
									トラス、アーチなど	$\pm 2 \dots \ell \leq 10$ $\pm 3 \dots \ell > 10$			
圧縮材の曲がり δ (mm)		$\ell/1000$	主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)		3-2-12-3								
※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 、圧縮材の曲り δ 」の規格値のh, b, wに代入する数値はmm単位の数値とする。													

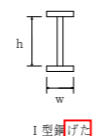
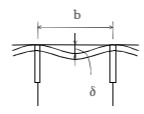
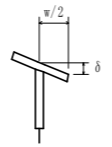
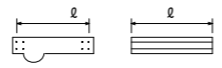
現行 (平成25年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長、支間長 L (m)	$\pm(10+L/10)$	主げた、主構全数を測定。			3-2-12-3
						主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots B \leq 2$ $\pm(3+B/2) \dots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。			3-2-12-3
						主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \dots h \leq 5$ $\pm(2.5+h/2) \dots h > 5$	—	両端部及び中心部を測定。		3-2-12-3
						主桁、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \dots L \leq 100$ $25 \dots L > 100$	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L: 測線上 (m)			3-2-12-3
						主桁、主構のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \dots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots 20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots 40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots 80 < L \leq 200$	各主桁について10～12m間隔を測定。 L: 主桁の支間長 (m)	各主構の各格点を測定。 L: 主構の支間長 (m)		3-2-12-3
						主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	設計値 ± 10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。			3-2-12-3
						主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1000$	各主桁の両端部を測定。 h: 主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h: 主構の高さ (mm)		3-2-12-3
						現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	設計値 ± 5	主げた、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいもの 設計値が5mm以下の場合、マイナスを認めない。			3-2-12-3
<p>※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>											

改定 (平成31(2019)年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	$\pm(10+L/10)$ $\pm(10+Ln/10)$	各桁毎に全数測定。			3-2-12-3
						主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots B \leq 2$ $\pm(3+B/2) \dots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。			3-2-12-3
						主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \dots h \leq 5$ $\pm(2.5+h/2) \dots h > 5$	—	両端部及び中心部を測定。		3-2-12-3
						主桁、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \dots L \leq 100$ $25 \dots L > 100$	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L: 測線上 (m)			3-2-12-3
						主桁、主構のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \dots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots 20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots 40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots 80 < L \leq 200$	各主桁について10～12m間隔を測定。 L: 主桁の支間長 (m)	各主構の各格点を測定。 L: 主構の支間長 (m)		3-2-12-3
						主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	設計値 ± 10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。			3-2-12-3
						主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1000$	各主桁の両端部を測定。 h: 主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h: 主構の高さ (mm)		3-2-12-3
						現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	設計値 ± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例: 設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)			3-2-12-3
<p>※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>											

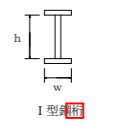
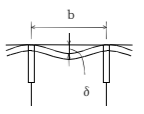
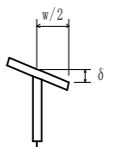
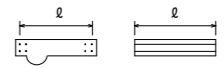
現行 (平成25年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施し ない場合)	フランジ幅 w (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 5 < w ≤ 1.0	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取っ た部材の中央付近を測定。		3-2-12-3		
						腹板高 h (m)	±4……					
						腹板間隔 b' / (m)	1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)…… 2.0 < w					
						鋼桁等の部 材の腹板	h / 250				主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)	
						箱桁等のフ ランジ鋼床 版のデッキ プレート	b / 150					
フランジの直角度 δ (mm)	w / 200											
部 材 長 ℓ (m)	鋼桁 ±3…ℓ ≤ 10 ±4…ℓ > 10	主要部材全数を測定。 										

単位: mm

※規格値のw, ℓに代入する数値はm単位の数値である。
ただし、「板の平面度δ, フランジの直角度δ」の規格値のh, b, w, ℓに代入する数値はmm単位の数値とする。

改定 (平成31 (2019) 年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施し ない場合)	フランジ幅 w (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 5 < w ≤ 1.0	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取っ た部材の中央付近を測定。		3-2-12-3		
						腹板高 h (m)	±4……					
						腹板間隔 b' / (m)	1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)…… 2.0 < w					
						鋼桁等の部 材の腹板	h / 250				主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)	
						箱桁等のフ ランジ鋼床 版のデッキ プレート	b / 150					
フランジの直角度 δ (mm)	w / 200											
部 材 長 ℓ (m)	鋼桁 ±3…ℓ ≤ 10 ±4…ℓ > 10	主要部材全数を測定。 										

単位: mm

※規格値のw, ℓに代入する数値はm単位の数値である。
ただし、「板の平面度δ, フランジの直角度δ」の規格値のh, b, w, ℓに代入する数値はmm単位の数値とする。

現行 (平成25年版)

単位: mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮 組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。		3-2-12-3
						堤 長 L	±30			
						堤 長 ℓ	±10			
						堤 幅 W	±30			
						堤 幅 w	±10			
						高 さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			
					次頁に続く					
					桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮 組立時))					3-2-12-3

改定 (平成31(2019)年版)

単位: mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮 組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。		3-2-12-3
						堤 長 L	±30			
						堤 長 ℓ	±10			
						堤 幅 W	±30			
						堤 幅 w	±10			
						高 さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			
					次頁に続く					
					桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮 組立時))					3-2-12-3

現行 (平成25年版)

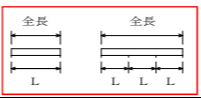
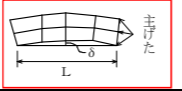
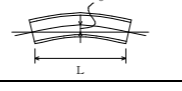

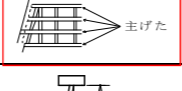
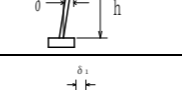
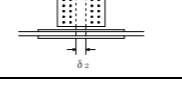
現行 (平成25年版)											
単位: mm											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 w (m)	0~+30	製品全数を測定。		3-2-12-5
						仮 組 立 時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ ₁ (mm)	設 計 値 ±4	両端及び中央部付近を測定。		3-2-12-5
							フィンガーの食い違い δ ₂ (mm)	±2			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	9		プレビュー用桁製作工	部材	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	±2..... w ≤ 0.5 ±3..... 0.5 < w ≤ 1.0 ±4..... 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2).. 2.0 < w	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9
						部 材	フランジの直角度 δ (mm)	w/200	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9
							部材長 l (m)	±3...0 ≤ 10 ±4...0 > 10	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		3-2-12-9
						仮 組 立 時	主桁のそり	-5~+5 ...L ≤ 20 -5~+10 ...20 < L ≤ 40	各主桁について10~12m間隔を測定。		3-2-12-9
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	11		工場塗装工	塗 膜 厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500㎡とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。		3-2-12-11	

改定 (平成31(2019)年版)

改定 (平成31(2019)年版)											
単位: mm											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 w (m)	0~+30	製品全数を測定。		3-2-12-5
						仮 組 立 時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ ₁ (mm)	設 計 値 ±4	両端部及び中央部付近を測定。		3-2-12-5
							フィンガーの食い違い δ ₂ (mm)	±2			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	9		プレビュー用桁製作工	部材	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	±2..... w ≤ 0.5 ±3..... 0.5 < w ≤ 1.0 ±4..... 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2).. 2.0 < w	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9
						部 材	フランジの直角度 δ (mm)	w/200	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9
							部材長 l (m)	±3...0 ≤ 10 ±4...0 > 10	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		3-2-12-9
						仮 組 立 時	主桁のそり δ	-5~+5 ...L ≤ 20 -5~+10 ...20 < L ≤ 40	各主桁について10~12m間隔を測定。		3-2-12-9
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	11		工場塗装工	塗 膜 厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500㎡とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。		3-2-12-11	

現行 (平成25年版)

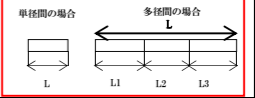
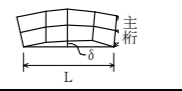
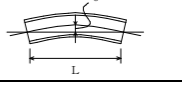

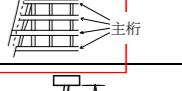
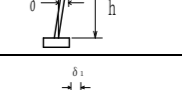
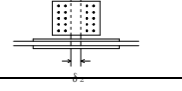
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	13 橋梁 架設 工			架設工 (鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	全長・支間長 L (m)	$\pm (20+L/5)$	各桁毎に全数測定。 L: 主桁・主構の支間長 (m)		3-2-13
						通り δ (mm)	$\pm (10+2L/5)$	L: 主桁・主構の支間長 (m)		
						そり δ (mm)	$\pm (25+L/2)$	主桁、主構を全数測定。 L: 主桁・主構の支間長 (m)		
						※主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots \dots B \leq 2$ $\pm (3+B/2) \dots \dots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	設計値 ± 10	どちらか一方の主桁 (主構) 端を測定。		
						※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1000$	各主桁の両端部を測定。h: 主桁・主構の高さ (mm)		
						※現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	設計値 ± 5	主げた、主構の全継手数の 1/2 を測定。 δ_1, δ_2 のうち大きいもの 設計値が 5mm 以下の場合、マイナスを認めない。		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		

※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。

改定 (平成31 (2019) 年版)

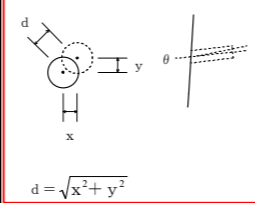
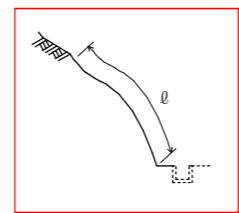
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	13 橋梁 架設 工			架設工 (鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	全長 L (m) 支間長 L _n (m)	$\pm (20+L/5)$ $\pm (20+L_n/5)$	各桁毎に全数測定。 L: 主桁・主構の支間長 (m)		3-2-13
						通り δ (mm)	$\pm (10+2L/5)$	L: 主桁・主構の支間長 (m)		
						そり δ (mm)	$\pm (25+L/2)$	主桁、主構を全数測定。 L: 主桁・主構の支間長 (m)		
						※主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots \dots B \leq 2$ $\pm (3+B/2) \dots \dots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	設計値 ± 10	どちらか一方の主桁 (主構) 端を測定。		
						※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1000$	各主桁の両端部を測定。h: 主桁・主構の高さ (mm)		
						※現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	設計値 ± 5	主桁、主構の全継手数の 1/2 を測定。 δ_1, δ_2 のうち大きいもの なお、設計値が 5mm 未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を 0mm とする。 (例: 設計値が 3mm の場合、すき間の許容範囲は 0mm ~ 8mm)		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		

※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。

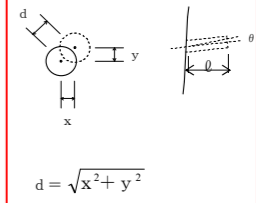
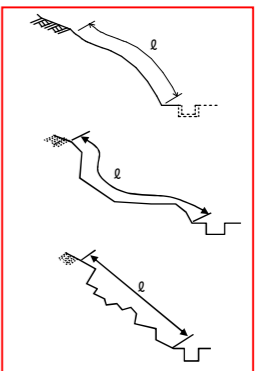
現行 (平成25年版)

現行 (平成25年版)										単位: mm	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	14 法面 工	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切 土 法 長 ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-14-2
							ℓ≥5m	法長の-4%			
						盛 土 法 長 ℓ	ℓ<5m	-100			
							ℓ≥5m	法長の-2%			
延 長 L	-200	1施工箇所毎									
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	14 法面 工	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-14-2
							ℓ≥5m	法長の-4%			
						厚 さ t	t<5cm	-10			
							t≥5cm	-20			
ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。			1施工箇所毎								
延 長 L	-200	1施工箇所毎									
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	14 法面 工	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法 長 ℓ	ℓ<3m	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-14-3
							ℓ≥3m	-100			
						厚 さ t	t<5cm	-10			
							t≥5cm	-20			
ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。			1施工箇所毎								
延 長 L	-200	1施工箇所毎									
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	14 法面 工	4		アンカー工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数 (任意仮設は除く)		3-2-14-6	
						配置誤差 d	100				
						せん孔方向 θ	±2.5度				

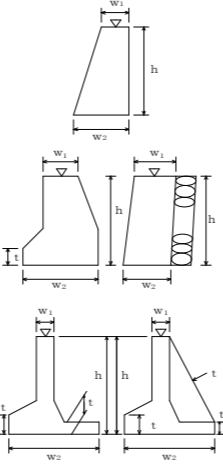
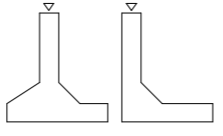
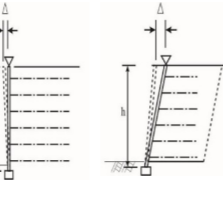
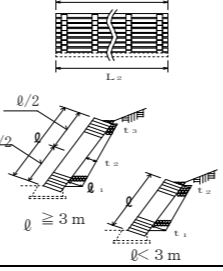


改定 (平成31(2019)年版)

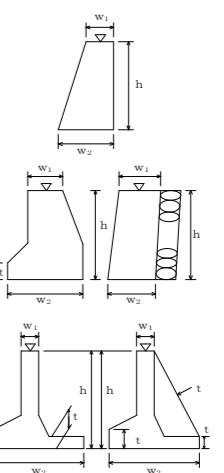
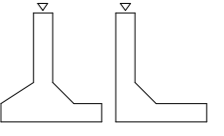
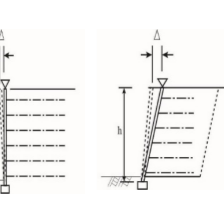
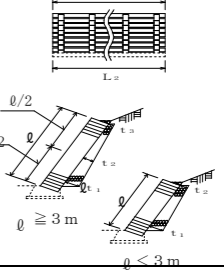
改定 (平成31(2019)年版)										単位: mm	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	14 法面 工	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	長 切 土 法 ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-14-2
							ℓ≥5m	法長の-4%			
						長 盛 土 法 ℓ	ℓ<5m	-100			
							ℓ≥5m	法長の-2%			
延 長 L	-200	1施工箇所									
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	14 法面 工	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-14-2
							ℓ≥5m	法長の-4%			
						厚 さ t	t<5cm	-10			
							t≥5cm	-20			
ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。			1施工箇所								
延 長 L	-200	1施工箇所									
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	14 法面 工	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法 長 ℓ	ℓ<3m	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。		3-2-14-3
							ℓ≥3m	-100			
						厚 さ t	t<5cm	-10			
							t≥5cm	-20			
ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。			1施工箇所								
延 長 L	-200	1施工箇所									
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	14 法面 工	6		アンカー工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数 (任意仮設は除く)		3-2-14-6	
						配置誤差 d	100				
						せん孔方向 θ	±2.5度				



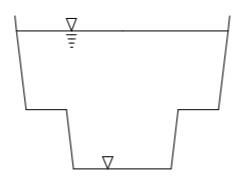
現行 (平成25年版)

単位: mm											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	15 擁壁 工	1		場所打擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-1	
						厚さ t	-20				
						裏込厚さ	-50				
						幅 w ₁ , w ₂	-30				
						高さ h	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
						延長 L	-200				1施工箇所毎
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	15 擁壁 工	2		プレキャスト擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-2	
						延長 L	-200				1施工箇所毎
3 土木 工事 共通 編	2 共通 的工 種	15 擁壁 工	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-3	
						高さ h	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
						鉛直度 Δ	±0.03hかつ ±300以内				
						控え長さ	設計値以上				
						延長 L	-200				1施工箇所毎
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	15 擁壁 工	4		井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-4	
						法長 φ	高さ h < 3m				-50
							高さ h ≥ 3m				-100
						厚さ t ₁ , t ₂ , t ₃	-50				
						延長 L ₁ , L ₂	-200				1施工箇所毎

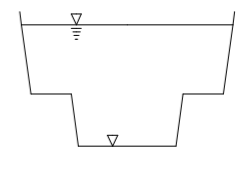
改定 (平成31(2019)年版)

単位: mm											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	15 擁壁 工	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-1	
						厚さ t	-20				
						裏込厚さ	-50				
						幅 w ₁ , w ₂	-30				
						高さ h	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
						延長 L	-200				1施工箇所
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	15 擁壁 工	2		プレキャスト擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-2	
						延長 L	-200				1施工箇所
3 土木 工事 共通 編	2 共通 的工 種	15 擁壁 工	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-3	
						高さ h	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
						鉛直度 Δ	±0.03hかつ ±300以内				
						控え長さ	設計値以上				
						延長 L	-200				1施工箇所
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	15 擁壁 工	4		井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-4	
						法長 φ	φ < 3m				-50
							φ ≥ 3m				-100
						厚さ t ₁ , t ₂ , t ₃	-50				
						延長 L ₁ , L ₂	-200				1施工箇所

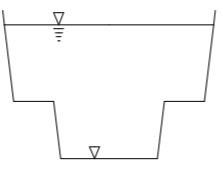

現行 (平成25年版)

単位: mm													
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	電 気 船	200ps	+200	-800	延長方向は、設計図書により指定された測点毎、5m毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3	
							500ps	+200	-1000				
							1000ps	+200	-1200				
							デ イ ー ゼ ル 船	250ps	+200				-800
								420ps	+200				-1000
								600ps	+200				-1000
							1350ps	+200	-1200				
							幅		-200				
							延 長		-200				

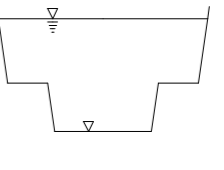
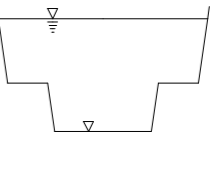

改定 (平成31(2019)年版)

単位: mm													
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	電 気 船	200ps	-800	+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎、5m毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3	
							500ps	-1000	+200				
							1000ps	-1200	+200				
							デ イ ー ゼ ル 船	250ps	-800				+200
								420ps	-1000				+200
								600ps	-1000				+200
							1350ps	-1200	+200				
							幅		-200				
							延 長		-200				

現行 (平成25年版)

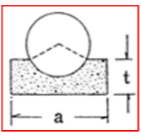

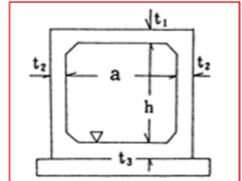
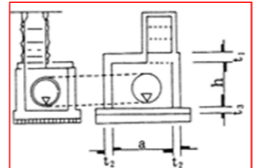
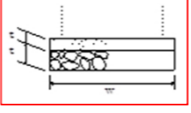
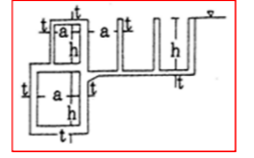
単位: mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基 準 高 ▽	上限 +200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3
						幅	-200			
						延 長	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	18 床 版 工	2	2	床版工	基 準 高 ▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		3-2-18-2 (注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋及びかぶり測定要領(案)」を併せて参照。
						幅 w	0～+30			
						厚 さ t	-10～+20			
						鉄筋のかぶり	設計値以上			
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄 筋 間 隔	±20			
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10			

改定 (平成31(2019)年版)

単位: mm											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基 準 高 ▽	+200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3	
						幅	-200				
						延 長	-200				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工	3	3	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫(案))」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平表面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面と標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。		3-2-16-3	
						標高較差	±0以下				+400以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	18 床 版 工	2	2	床版工	基 準 高 ▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		3-2-18-2 (注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋及びかぶり測定要領(案)」を併せて参照。	
						幅 w	0～+30				
						厚 さ t	-10～+20				
						鉄筋のかぶり	設計値以上				
						鉄筋の有効高さ	±10				
						鉄 筋 間 隔	±20				
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10				

現行 (平成 2 5 年版)

改定 (平成 3 1 (2019) 年版)

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 下水道編	2 一般施工	6				管(函)渠基礎 (コンクリート) (砂、砕石、栗石)	厚さ t	設計値以上	マンホール間の上下流部及び中間部を測定する。中間部については40mにつき1箇所、延長40m未満の場合は、1施工箇所につき2箇所測定する。		マンホール間の延長が極端に短い場合は、監督員の承諾を得て、中間部を省略することができる。
							幅 a	-50			
							厚さ t	設計値以上			
							幅 a	-50			
5 下水道編	2 一般施工	6				管渠 (開削工)	基準高	±30	上記の内容を明記する。延長はマンホール間延長を測定する。		ただし、マンホール位置の管底高について上流は下流より低くならない範囲とする。
							管径別総延長	-200			
5 下水道編	2 一般施工	8				管渠 (推進工)	基準高	±50	同上。		同上。
							管径別総延長	-200			
5 下水道編	2 一般施工					管渠 (シールド工)	基準高 (管底高)	特記仕様書による	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。		ただし、マンホール位置の管底高について上流は下流より低くならない範囲とする。
							厚さ (二次覆工後)	特記仕様書による			
							管内径 (二次覆工後)	特記仕様書による			
							中心線のずれ	特記仕様書による			
							延長	-200			
5 下水道編	2 一般施工					管渠・開渠	基準高 (管底高)	±30	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。延長40m未満の場合は、少なくとも1施工箇所につき2箇所測定する。 なお二次製品使用の場合は、基準高、延長について測定する。		
							厚さ t	-20			
							幅 (内のり) a	-30			
							高さ t	-30			
							総延長 L	ブレイクスト-200			
								20m未満 -50 20m以上 -100			
5 下水道編	2 一般施工					マンホール工	基準高 (インバート)	開削工±30 推進工±50	マンホールごとに測定する。 なお二次製品使用の場合は、基準高について測定する。		
							厚さ t1, t2, t3	-20			
							幅 (内法) a	-20			
							高さ h	-20			
5 下水道編	2 一般施工					マンホール基礎 (砕石・栗石) (均しコンクリート)	幅 W	設計値以上	マンホールごとに測定する。		
							厚さ t	設計値以上			
5 下水道編	2 一般施工	10				処理場、ポンプ場 (コンクリート層)	基準高	±30	各種ごとに測定する。 (1) 平面的表示 1 処理池 (槽) について図面の主要な寸法表示箇所を測定する。 (2) 断面的表示 1 処理池 (槽) について2箇所以上縦断及び横断方向に基準側線を設定し、断面の主要寸法を測定する。 ※長さとは、主要構造物の全体にまたがらない部分的な小水路等の長手方向の距離をいう。		
							厚さ t	-20			
							幅 a	±30			
							高さ h	±30			
							長さ L	±30			
							延長総巾	特記仕様書による			

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要

現行 (平成25年版)

					単位: mm					
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川 編	1 築堤 護岸 工	7 法 覆 護 岸 工	4		護岸付属物工	幅 w	-30	各格子間の中央部1箇所を測定。		6-1-7-4
						高さ h	-30			
6 河川 編	3 樋 門 ・ 樋 管	5 樋 門 ・ 樋 管 本 体 工	6	1	函渠工 (本体工)	基準高▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前(載荷前)に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		6-3-5-6
						厚さ t ₁ ~t ₈	-20			
						幅 w ₁ , w ₂	-30			
						内空幅 w ₃	-30			
						内空高 h ₁	±30			
						延長 L	-200			
6 河川 編	3 樋 門 ・ 樋 管	5 樋 門 ・ 樋 管 本 体 工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		6-3-5-6
						延長 L	-200			
6 河川 編	5 堰	8 魚 道 工	3		魚道本体工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。(なお、製品使用の場合の製品寸法は、規格証明書等による)		6-5-8-3
						厚さ t ₁ , t ₂	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h ₁ , h ₂	-30			
						延長 L	-200			
6 河川 編	6 排 水 機 場	4 機 場 本 体 工	7		燃料貯油槽工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定。		6-6-4-7
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
6 河川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	4 床 止 め 工	6	1	本体工 (床固め本体工)	基準高▽	±30	図面に表示してある箇所にて測定。		6-7-4-6
						天端幅 w ₁	-30			
						堤幅 w ₂	-30			
						堤長 L ₁ , L ₂	-100			
						水通し幅 l ₁ , l ₂	±50			

改定 (平成31(2019)年版)

					単位: mm					
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川 編	1 築堤 護岸 工	7 法 覆 護 岸 工	4		護岸付属物工	幅 w	-30			6-1-7-4
						高さ h	-30			
6 河川 編	3 樋 門 ・ 樋 管	5 樋 門 ・ 樋 管 本 体 工	6	1	函渠工 (本体工)	基準高▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前(載荷前)に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		6-3-5-6
						厚さ t ₁ ~t ₈	-20			
						幅 w ₁ , w ₂	-30			
						内空幅 w ₃	-30			
						内空高 h ₁	±30			
						延長 L	-200			
6 河川 編	3 樋 門 ・ 樋 管	5 樋 門 ・ 樋 管 本 体 工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所		6-3-5-6
						延長 L	-200			
6 河川 編	5 堰	8 魚 道 工	3		魚道本体工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。(なお、製品使用の場合の製品寸法は、規格証明書等による)		6-5-8-3
						厚さ t ₁ , t ₂	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h ₁ , h ₂	-30			
						延長 L	-200			
6 河川 編	6 排 水 機 場	4 機 場 本 体 工	7		燃料貯油槽工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定。		6-6-4-7
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
6 河川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	4 床 止 め 工	6		本体工 (床固め本体工)	基準高▽	±30	図面に表示してある箇所にて測定。		6-7-4-6
						天端幅 w ₁ , w ₃	-30			
						堤幅 w ₂	-30			
						堤長 L ₁ , L ₂	-100			
						水通し幅 l ₁ , l ₂	±50			

現行 (平成25年版)

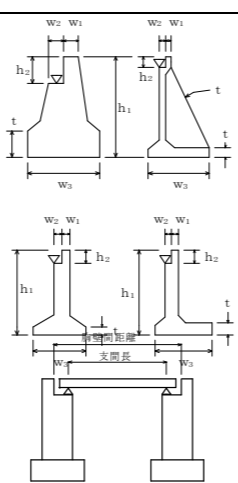
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤堤工	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L 格	±50	(備考) 格：格子型鋼製砂防ダム A：鋼製スリットダム A型 B：鋼製スリットダム B型 L：鋼製スリットダム L型		8-1-9-5
						堤長 ℓ 格・B・L	±10			
						堤幅 W 格	±30			
						堤幅 w 格・B・L	±10			
						堤幅 w A	±5			
						高さ H 格・B・L	±10			
						高さ H A	±5			
8 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	基準高 ∇	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。		8-2-5-8
						幅 w	-30			
						高さ h_1, h_2	-30			
						厚さ t_1, t_2	-20			
						延長 L	-200			
8 砂防編	3 斜面对策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基準高 ∇	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。(なお製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による)		8-3-6-4
						厚さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						幅 w_1, w_2	-50			
						高さ h_1, h_2	-30			
						深さ h_3	-30			
延長 L	-200									
8 砂防編	3 斜面对策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数		8-3-7-4
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 θ	±2.5度			

改定 (平成31(2019)年版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤堤工	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L 格	±50	図面の寸法表示箇所にて測定。		8-1-9-5
						堤長 ℓ 格・B・L	±10			
						堤幅 W 格	±30			
						堤幅 w 格・A・B・L	±10			
						高さ H 格・A・B・L	±10			
						高さ h	±10			
8 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	基準高 ∇	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。		8-2-5-8
						幅 w	-30			
						高さ h_1, h_2	-30			
						厚さ t_1, t_2	-20			
						延長 L	-200			
8 砂防編	3 斜面对策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基準高 ∇	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。(なお製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による)		8-3-6-4
						厚さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						幅 w_1, w_2	-50			
						高さ h_1, h_2	-30			
						深さ h_3	-30			
延長 L	-200									
8 砂防編	3 斜面对策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数		8-3-7-4
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 θ	±2.5度			

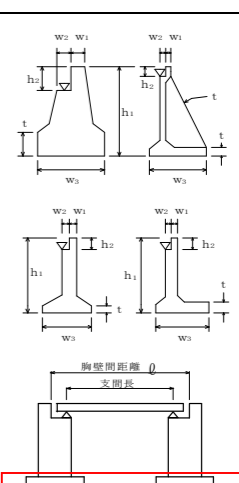
現行 (平成25年版)

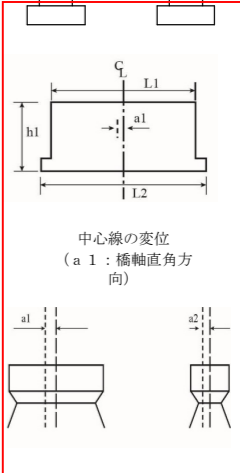
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	1	3	2	1	遮音壁支柱製作工	部材 部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-1-3-2
10	3	6	8		橋台躯体工	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-6-8
					厚 さ t	-20				
					天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10				
					天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10				
					敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50				
					高 さ h_1	-50				
					胸壁の高さ h_2	-30				
					天 端 長 ℓ_1	-50				
					敷 長 ℓ_2	-50				
					胸壁間距離 ℓ	± 30				
					支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50				
				支 承 部 アンカー ボルトの 箱抜き 規格値	計 画 高	+10~-20				
					平 面 位 置	± 20				
					アンカーボルトの 鉛直度	1/50以下				

改定 (平成31(2019)年版)

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	1	3	2	1	遮音壁支柱製作工	部材 部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-1-3-2
10	3	6	8		橋台躯体工	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。		10-3-6-8
					厚 さ t	-20				
					天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10				
					天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10				
					敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50				
					高 さ h_1	-50				
					胸壁の高さ h_2	-30				
					天 端 長 ℓ_1	-50				
					敷 長 ℓ_2	-50				
					胸壁間距離 ℓ	± 30				
					支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50				
				支 承 部 アンカー ボルトの 箱抜き 規格値	計 画 高	+10~-20				
					平 面 位 置	± 20				
					アンカーボルトの 鉛直度	1/50以下				



編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要								
10 道路編	3 橋梁下部	7 R C 橋脚工	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-7-9								
						厚さ t	-20											
						天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-20											
						敷幅 w ₂ (橋軸方向)	-50											
						高さ h	-50											
						天端長 l ₁	-50											
						敷長 l ₂	-50											
						橋脚中心間距離 l	±30											
						支間長及び 中心線の変位	±50											
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高				+10~-20							
							平面位置				±20							
							アーカーボルトの 鉛直度				1/50以下							

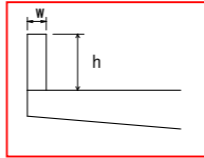
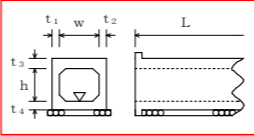
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要								
10 道路編	3 橋梁下部	7 R C 橋脚工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋 支保便覧」による。		10-3-7-9								
						厚さ t	-20											
						天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-20											
						敷幅 w ₂ (橋軸方向)	-50											
						高さ h	-50											
						天端長 l ₁	-50											
						敷長 l ₂	-50											
						橋脚中心間距離 l	±30											
						支間長及び 中心線の変位	±50											
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高				+10~-20							
							平面位置				±20							
							アーカーボルトの 鉛直度				1/50以下							

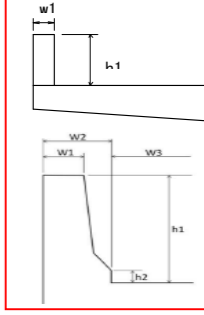
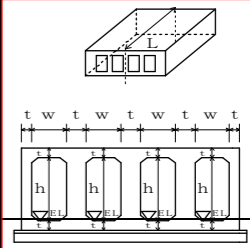
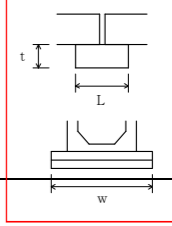
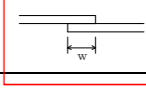
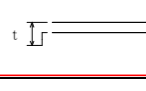
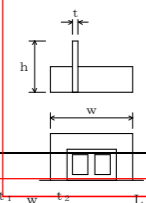
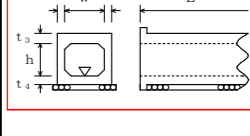
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路編	3 橋梁下部	7 R C 橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-7-9	
						厚さ t	-20				
						天端幅 w ₁	-20				
						敷幅 w ₂	-20				
						高さ h	-50				
						長さ l	-20				
						橋脚中心間距離 l	±30				
						支間長及び 中心線の変位	±50				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要								
10 道路編	3 橋梁下部	7 R C 橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋 支保便覧」による。		10-3-7-9								
						厚さ t	-20											
						天端幅 w ₁	-20											
						敷幅 w ₂	-20											
						高さ h	-50											
						長さ l	-20											
						橋脚中心間距離 l	±30											
						支間長及び 中心線の変位	±50											
						支 承 部 箱 抜 き 規 格 値	計画高				+10~-20							
							平面位置				±20							
							アーカーボルトの 鉛直度				1/50以下							

単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10	
						橋脚中心間距離 ℓ	±30				
						支間長及び中心線の変位	±50				
10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10	
						橋脚中心間距離 ℓ	±30				
						支間長及び中心線の変位	±50				
10 道路 編	4 鋼橋 上部	5 鋼橋 架設 工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合 は、水平面の高低差を1mm以下とす る。なお、支承を勾配なりに据付ける 場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測 定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量を考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設 完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10	
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量 +10以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5				4+0.5× (B-2)
						下 沓 の 水 平 度	橋軸方向				1/100
							橋軸直角方向				
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5				
						可動支承の 移動量 注3)	温度変化に伴う移動 量計算値の1/2以上				
10 道路 編	4 鋼橋 上部	5 鋼橋 架設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌すきがないことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合 は、水平面の高低差を1mm以下とす る。なお、支承を勾配なりに据付ける 場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測 定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量を考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設 完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10	
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量 +10以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5				4+0.5× (B-2)
						支 承 の 水 平 度	橋軸方向				1/300
							橋軸直角方向				
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5				
						可動支承の 移動量 注3)	温度変化に伴う移動 量計算値の1/2以上				

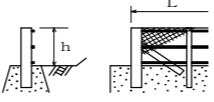
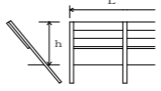
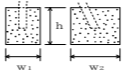

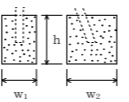
単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10	
						橋脚中心間距離 ℓ	±30				
						支間長及び中心線の変位	±50				
10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10	
						橋脚中心間距離 ℓ	±30				
						支間長及び中心線の変位	±50				
10 道路 編	4 鋼橋 上部	5 鋼橋 架設 工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合 は、水平面の高低差を1mm以下とす る。なお、支承を勾配なりに据付ける 場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測 定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量を考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設 完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10	
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量 +10以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋 ±5				鋼橋 4+0.5× (B-2)
						下 沓 の 水 平 度	橋軸方向				1/100
							橋軸直角方向				
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5				
						可動支承の 移動量 注3)	温度変化に伴う移動 量計算値の1/2以上				
10 道路 編	4 鋼橋 上部	5 鋼橋 架設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌すきがないことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合 は、水平面の高低差を1mm以下とす る。なお、支承を勾配なりに据付ける 場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測 定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量を考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設 完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10	
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量 +10以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋 ±5				鋼橋 4+0.5× (B-2)
						支 承 の 水 平 度	橋軸方向				1/300
							橋軸直角方向				
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5				
						可動支承の 移動量 注3)	温度変化に伴う移動 量計算値の1/2以上				

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6	7	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 w	-5~+10	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-6
			高さ h			-20~+30	10-4-8-7			
10 道路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2		現場打駆体工	基準高 ▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-2
						厚さ t	-20			
						内空幅 w	-30			
						内空高 h	±30			
						ブロック長 L	-50			
10 道路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	4		カラー継手工	厚さ t	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-4
						幅 w	-20			
						長さ L	-20			
10 道路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版にて測定。		10-11-6-5
10 道路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」にて測定。		10-11-6-5
10 道路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	3	防水工 (防水壁)	高さ h	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-5
						幅 w	±50			
						厚さ t	-20			
10 道路 編	11 共 同 溝	7 プ レ キ ャ ス ト 構 築 工	2		プレキャスト駆体工	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		10-11-7-2
						延長 L	-200			

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6	7	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w1	-5~+10	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-6
						地覆の幅 w2	-10~+20			10-4-8-7
						高さ h1	-20~+30			
						高さ h2	-10~+20			
10 道路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2		現場打駆体工	基準高 ▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-2
						厚さ t	-20			
						内空幅 w	-30			
						内空高 h	±30			
						ブロック長 L	-50			
10 道路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	4		カラー継手工	厚さ t	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-4
						幅 w	-20			
						長さ L	-20			
10 道路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版にて測定。		10-11-6-5
10 道路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」にて測定。		10-11-6-5
10 道路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	3	防水工 (防水壁)	高さ h	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-5
						幅 w	±50			
						厚さ t	-20			
10 道路 編	11 共 同 溝	7 プ レ キ ャ ス ト 構 築 工	2		プレキャスト駆体工	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		10-11-7-2
						延長 L	-200			

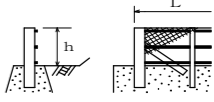
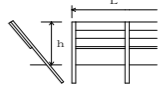
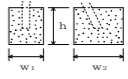

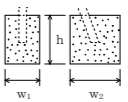
現行 (平成25年版)

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅 w	-200	1施工箇所毎		10-1-11-4
						延長 L	-200			
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-5
						延長 L	-200			
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-6
						延長 L	-200			
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30	基礎1基毎	
							高さ h	-30		
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-7
						延長 L	-200			
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30	基礎1基毎	
							高さ h	-30		
						アンカー長ℓ	打込みℓ	-10%	全数	
埋込みℓ	-5%									

改定 (平成31 (2019) 年版)

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅 w	-200	1施工箇所		10-1-11-4
						延長 L	-200			
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-5
						延長 L	-200			
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-6
						延長 L	-200			
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30	基礎1基毎	
							高さ h	-30		
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-7
						延長 L	-200			
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30	基礎1基毎	
							高さ h	-30		
						アンカー長ℓ	打込みℓ	-10%	全数	
埋込みℓ	-5%									

単位：mm

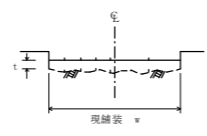
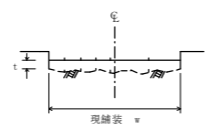
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-2-5-9
						延 長 L	-200	1箇所／1施工箇所		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-2-5-9
						延 長 L	-200	1施工箇所		

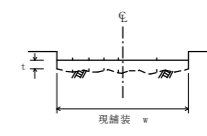
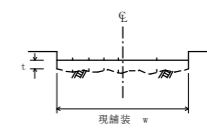
現行 (平成25年版)

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)			
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗 装 工	5		切削オーバーレイ工	厚さ t	-9	<p>厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。</p> <p>幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。</p> 		10-14-4-5	
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—				<p>3m²プロファイル (a)2.4mm以下 直読式(足付き) (a)1.75mm以下</p>

改定 (平成31(2019)年版)

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)			
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗 装 工	5		切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	<p>厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。</p> <p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。</p> 		10-14-4-5
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
					平坦性	—	<p>3m²プロファイル (a)2.4mm以下 直読式(足付き) (a)1.75mm以下</p>				